

年頭所感

経済産業省 貿易経済安全保障局
貿易管理部長 猪狩 克朗



令和7年の新春を迎えるにあたり、謹んで御挨拶を申し上げます。

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑なものとなっています。

ロシアがウクライナ侵略を継続させる中、昨年10月には北朝鮮兵士がロシアに派遣されるなど、露朝間の軍事協力が進展しており、情勢は新たな局面を迎えています。ロシアによるウクライナ侵略に対し、我が国はG7各国と連携して、累次の輸出入禁止措置を実施しています。また、日本製品が第三国からロシアに迂回輸出される問題に対処するため、昨年6月には制裁の迂回に関与した疑いのある第三国の特定団体を輸出禁止の対象に追加しています。引き続き、国際社会と連携して制裁強化に取り組むとともに、国内の産業界やアジア諸国に対するアウトリーチ活動にも取り組んでまいります。

北朝鮮はウクライナ侵略に積極的に関与する一方で、日本周辺において弾道ミサイルを繰り返し発射するなど、我が国の安全保障と地域の安定にとって重大かつ差し迫った脅威です。引き続き、北朝鮮に対して輸出入全面禁止措置を実施するとともに、関係省庁間の緊密な連携により厳格な取り締まりを行ってまいります。

イスラエル・パレスチナ紛争やレバノン情勢など、中東情勢も引き続き予断を許さない状況にあります。イラン製のドローンには日本製品が使用されていたとの報道もあり、輸出管理の対象となっていない民生品の管理はますます重要な課題です。産業界

の皆様と情報交換を行いながら、日本製品が地域紛争などで使用されることのないよう、取り組んでまいります。

安全保障環境の変化により、安全保障貿易管理のあり方についても見直しが必要となっております。

昨年4月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告を踏まえ、安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭などに対応するため、リスクベース・アプローチに基づく安全保障貿易管理制度の見直しを進めています。昨年末に施行しました、技術管理強化のための官民対話スキームについて、産業界の皆様と技術管理強化の取組を進めてまいります。また、ワッセナーアレンジメント等の既存の国際輸出管理レジームが直面する課題等に対応するため、半導体・量子・AI等の新興技術について、関係国とも連携しつつ、機動的・実効的な輸出管理を行うとともに、補完的輸出規制の見直し、厳格な管理を行う企業に対する運用の合理化、制度の「わかりやすさ」の追求にも取り組んでまいります。

昨年12月に米国が半導体関連の輸出管理強化を発表した直後、中国は重要鉱物を含むデュアルユース品目の対米輸出管理強化を発表しています。特定国の輸出管理措置により、我が国企業の正当なビジネスが不当に阻害されることのないよう、経済産業省として、関係国との対話等を通じ、企業の皆様がグローバルにビジネスを進めるために必要な予見可

能性と公平な競争環境の確保に取り組んでまいります。

また、経済発展が著しいグローバルサウス、とりわけ東南アジア諸国をはじめとするアジア諸国と連携して、厳格な輸出管理を行っていくことも重要です。昨年、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアなどの政府関係者・産業界・アカデミアに対してアウトリーチ活動を実施しました。本年2月には東京でCISTECと共同で31回目となるアジア輸出管理セミナーを開催予定です。引き続き、グローバルサウスの国々との間で、法制度整備、実務人材の育成や現地産業界への普及啓発などの支援を行い、輸出管理分野の連携を強化してまいります。

民生・軍事両面に利用されるデュアルユース技術の領域が拡大している中、そうした技術の入手ルートについても多様化・巧妙化が進んでおり、大学や研究機関が有する機微技術管理の徹底の必要性が高まっています。幅広い技術を取扱う大学・研究機関において技術管理を適切に行うためには、日頃より自らが保有している機微技術を把握しておくことが重要です。この観点から、昨年、個別大学における機微技術の調査の事例を紹介した『大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集 [機微度調査編]』を公表しました。

こうした機微技術管理の徹底は、海外との共同研究や国際的な研究コミュニティに参画する上で必要不可欠です。引き続き、説明会・講習会の実施や専門家の派遣等を通じて、大学・研究機関の安全保障貿易管理体制の整備・運用強化を支援してまいります。

対内投資管理については、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処など国の安全等の観点から、昨年8月に、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に関係する業種等を外為法の事前届出審査の対象となる指定業種に追加しました。今後も、事業環境を巡る状況や国内外の情勢等に注意しつつ、指定業種の在り方について不断の見直しを行うとともに、昨今の内外情勢の変化や増加する経済安保上の懸念に対処できる投資管理制度の実現に向けて、必要な検討を進めてまいります。

防衛装備の海外への移転は、令和4年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」において、特にインド太平洋地域における平和と安定のため、力によ

る一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的な手段と位置づけられています。我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた柔軟な対応が必要となることから、昨年3月までに「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」が一部改正されました。この改正は、幅広い分野での防衛装備の移転を可能とするとともに、個別のプロジェクトに限定した第三国への完成品の直接移転の仕組みも盛り込まれています。官民一体となって防衛装備移転を円滑に進めるため、経済産業省としても輸出管理上の制度・運用の見直し含め柔軟に対応していくと同時に、関係省庁と連携し、移転に係る審査や適正管理の確保に万全を期して参ります。

以上の取り組みを進めるためには、産業界の皆様のご協力が不可欠です。皆様におかれましては、我が国をはじめ各国の輸出管理制度等の動向を注視しつつ、日々の取引などにおいても、用途や需要者等について慎重にご確認いただくとともに、経済安全保障の観点からのリスクにもご留意いただき、安全保障貿易管理に取り組んでいただけますようお願いいたします。また、ご不明な点があれば、いつでもご相談いただきたいと思いますと考えております。

本年も官民の密接な連携の下、実効的な施策の実施に向けてより一層尽力してまいります。皆様の本年の益々の飛躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。